

東松山市市制施行70周年記念動画コンテスト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市制施行70周年を迎えるに当たり、動画コンテストを開催することによって市制施行70周年の機運を高めるとともに、市への愛着醸成及び市の認知度の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、動画の募集を行い、応募された作品のうちから、次の各号に掲げる区分に該当する作品を決定する。この場合において、それぞれの区分に該当する作品数は、当該各号に定める作品数とする。

- (1) 最優秀賞 1作品
- (2) 優秀賞 1作品
- (3) 入賞 6作品

(募集)

第3条 動画コンテストの募集内容は、別に定める東松山市市制施行70周年記念動画コンテスト募集要領(次条第1項において「要領」という。)によるものとする。

(審査方法)

第4条 審査は、要領に定める基準に従い、広報広聴課及び政策推進課による1次審査並びに市長及び有識者による最終審査により決定する。

- 2 応募者は、前項の規定による審査の結果について、再審査の請求をすることはできない。

(特典)

第5条 市長は、前条第1項の規定による審査に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域通貨ぼたん圓及び賞状を応募者に授与する。

- (1) 最優秀賞 地域通貨ぼたん圓3万円分
- (2) 優秀賞 地域通貨ぼたん圓2万円分

(3) 入賞 1 作品当たり地域通貨ぼたん圓 1 万円分
(制作等費用)

第 6 条 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
(権利侵害等)

第 7 条 応募作品により、第三者の権利が侵害されたと認められた場合その他の理由により問題が発生した場合、その全ての責任は、応募者が負うものとする。
(著作権の帰属)

第 8 条 応募作品の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市長及び市長が許可した団体は、市の認知度の向上を図る目的の範囲内において、応募作品を無償で、かつ、応募者の許可なく使用できるものとする。
(個人情報の取扱い)

第 9 条 動画コンテストで取得した個人情報は、応募作品に関する事務連絡等の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。